

山地防災情報の周知（継続） < 森林・林業・木材産業づくり交付金 >

【平成21年度予算額 13,222,122（9,691,997）千円の内数】

事業のポイント

行政と住民等との情報伝達体制の整備、住民等の団体が行う巡視・点検などの協働活動等を実施し、地域の防災体制の強化を図ります。

（我が国の山地災害の発生状況）

- ・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上）」のアメダス100地点あたり年間発生回数
16.6回（昭和51年～昭和60年平均） 21.8回（平成8年～平成17年平均）
（気象庁資料より）
- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所（平成17年度末）
- ・山地災害発生箇所数 約3,600箇所/年（平成15～19年における平均値）
- ・強い降雨現象は頻度が増す可能性が非常に高く、洪水リスクを増加させる。
（「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」）

政策目標

山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

< 内容 >

1．防災情報共有体制の整備

関係防災機関、市町村と連携し、防災情報を行政と地域住民が共有化するための情報共有体制の整備を進めます。

2．山地防災情報の周知

自主防災組織、NPO等に対する講習会及び現地研修会の開催、地域住民に配布するための地域独自の山地災害に関する手引き等の作成、ダイレクトメール等による山地災害危険地区等の山地防災情報の周知を図ります。

3．アドプト制度の活用による協働活動の支援

「アドプト制度」を活用し、行政（都道府県）と住民等の団体とが協定を結び、住民等の団体が行う治山施設や山地災害危険地区等の巡視・点検などの協働活動を支援します。

「アドプト制度」とは、公共施設の一部の区域、空間を養子とみなし、住民等の参加団体が里親となり、公共施設の一部を責任をもって保守管理する制度をいいます。現在、主に道路、河川等において採用されており、住民団体による環境美化活動等が行われています。

< 交付率 >

定額（1 / 2）

< 事業実施主体 >

都道府県

< 事業実施期間 >

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁治山課]